



住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第19号
発行日 平成19年9月7日

🍊 条文の検討を始めました 🍊

北本市住民自治条例制定研究懇話会では、平成19年9月1日(土)午後1時30分から文化センター和室及び第4会議室で、第12回会議を開催いたしました。

今回は、いつもと趣を変え、和室を主会場として、前回の会議で確認された条例に位置付けすべき項目について、3つの研究グループに分かれて具体的な条文の検討を行いました。

また、前回の会議では、この会議の開催までに、グループごとの条文案とその解説文を作成し、その資料を会議時に配布することにしておりましたので、懇話会とは別に平日の夜間にグループ会議を設けて条文を検討したグループもありました。そのような事前の話し合いもあったためか、グループワークでは活発な議論が交わされました。

グループ討議終了後には、再び全体で集まり、グループで話し合った概要をリーダーが発表しました。リーダーのコメントとしましては、議論はそれぞれ進んでいるものの、まだ個々の項目についてグループ内で深く議論する必要があるという意見がありました。



第12回懇話会 会長あいさつ



市民研究グループ



総則等研究グループ



議会・行政研究グループ

住民自治条例制定研究懇話会第12回会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
(1)条文の検討
・グループワーク
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



北本市住民自治条例制定の考え方

「条例」とは、憲法第94条に基づいて地方自治体が独自に定めることのできる自治立法のことです。このたび制定を進めているものは「(仮称)北本市住民自治条例」としましたが、多くの自治体では、「自治基本条例」「まちづくり基本条例」などの名称で制定されており、「自治体の運営方針やまちづくりの基本的なルールを定めるもの」として、まちの憲法とも呼ばれ、自治体の最高法規として位置付けられています。

北本市では、この条例を制定するには、まちの憲法という性格から、より多くの市民の皆様への参画の下に策定してまいりたいと考えています。

去年は土曜日の午後に8回ほど市民ワークショップを開催し、参加いただいた皆様への身の回りの自治に関することについて議論していただきました。また、現在条文をまとめる作業をしていただいている北本市住民自治条例制定研究懇話会の委員も市民の方を中心に構成されています。

今後は、この懇話会でまとめた条例の原案を地域別懇談会などで提示し、より多くの市民の皆様との議論の末に条例素案としてまとめていただき、条例として制定してまいりたいと考えています。



リーダー・サブリーダー会議を開催しました

グループ間の連絡調整を蜜にし、今後、全体として歩調のあった作業を進めていくために、懇話会終了後、リーダーとサブリーダーの方に残っていただき、正副会長、事務局と今後の懇話会の進め方についての意見交換を行いました。

当初、次回の会議は、全体会として、条文を一つずつ全員で検討していくことを予定していましたが、話し合いの結果、全体で話し合うよりもグループ内の議論をしっかりとすることにより、条文の精度を高めることが必要であるということから、次回、次々回の会議もグループワークを行うことといたしました。

また、懇話会として地域別懇談会など市民の意見を聞く場を設けることを確認し、懇談会のための条例の原案について11月中旬を目標に完成させることを確認しました。

第13回住民自治条例制定研究懇話会は
平成19年9月15日(土)午後1時30分から
文化センター和室で開催いたします。

秘書政策室

